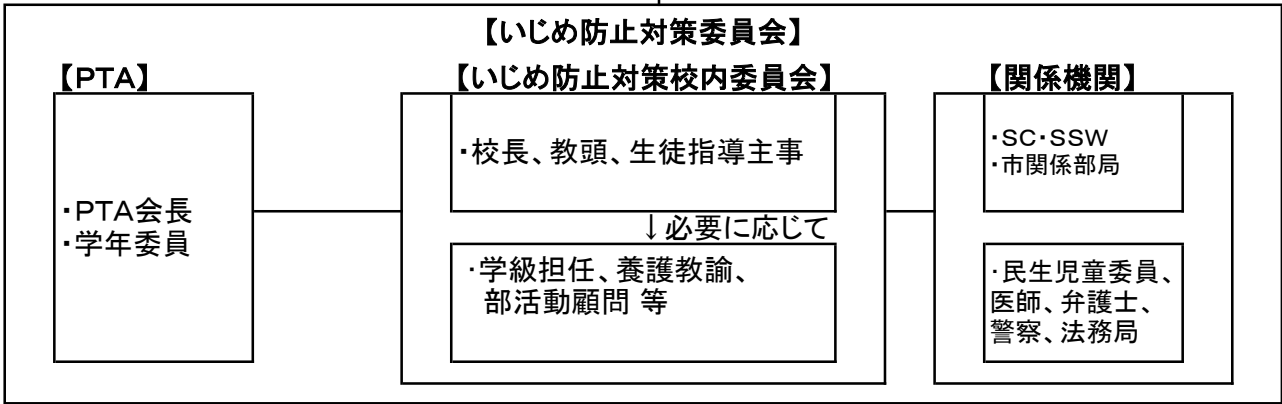


大島中学校いじめ防止基本方針

【めざす生徒像】
 ・心豊かで思いやりのある生徒
 ・心身を鍛え、たくましい生徒
 ・自ら学び、やる気あふれる生徒



平戸市教育委員会への報告・相談

【いじめの防止】

- ・定期的な教育相談とアンケート
- ・定期的な情報交換(校内研修)
- ・確実な報・連・相の実施
- ・登下校時の指導
- ・道徳教育の充実
- ・わかる授業づくり(学習の規律／個に応じた授業づくり)
- ・生徒のメディア機器、SNS等の使用状況の把握(アンケート等)による実態調査
- ・昼休みの巡回・生徒とのコミュニケーション
- ・朝の健康観察とコミュニケーション
- ・顧問がついての部活動の指導
- ・危機意識をもった情報収集
- ・人権意識の向上

【早期発見】

- ・生徒、教職員、地域などからいじめの情報があった場合は、緊急に「いじめ防止対策委員会」を開く。
- ・情報提供者に詳しく話を聞き、事実を確認する。
- ・子どもの小さな変化を見逃さない。(全教職員であたる)
- ・早い段階で保護者と話をする。
- ・観察をしっかり行い、周りの子どもの反応や言動に注意を傾ける。
- ・必ず記録を残す(話を聞く場合複数で対応)

【いじめに対する措置】

【全体的な対応】 *生徒のプライバシーの保護を重視する

- ・悪ふざけや遊びと決めつけず、関わる生徒の心情を把握する。
- ※その場での指導、見逃さない指導
- ・いじめである可能性を考え、積極的に保護者との連絡・連携を図る。
- ・いじめにあった生徒の心のケアと事後の安全を確保する。
(全職員で注意を払いながら見守る、家庭での様子を保護者へ伺う)
- ・必要に応じて、関係機関・専門機関に相談し、つなぐ。
- ・深刻な状況の場合(重大事態等)は、窓口を校長・教頭に一本化する。

【いじめられた生徒への対応】

- ・生徒が信頼できる人が事実の確認を行う。(複数で対応する)
- ・事実確認後、また、その状況を家庭に報告する。
- ・心理面を配慮し、必要に応じてSCなどに相談する。
- ・学校では、全教職員で見守り、家庭では保護者の協力を得て一人にしないように配慮する。
- ・生徒が安心して生活できる環境作りの方策を考慮する。

【いじめた生徒への対応】

- ・心情に訴えながら、事実の確認を行う。
- ・事実を保護者に連絡し、今後の対応について、相談の形で話をする。(本人同席)
- ・保護者と協力して再発の防止に努める。
- ・メディアの使用についての相談を行う。
- ・必要に応じて、SCなどとの面談を行う。

【観衆・傍観者への対応】

- ・心情に訴え、このような時はどうすればよいかを考えさせる集会等を設ける。
- ・継続的な指導や教職員からの声かけ、情報収集を行う。
- ・心理的ダメージが大きい場合は、個別にカウンセリング等を実施する。